



長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院再構築に関する覚書

佐久市（以下「甲」という。）と長野県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、平成21年2月7日合意の「佐久総合病院再構築問題に係る三者協議 長野県知事裁定」記2及び記3を真摯に実行するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、佐久総合病院の再構築を進めるにあたり相互の役割・責務を確認し、早期に住民の理解を得るものとする。

（住民説明及び用途変更等）

第2条 乙は、佐久総合病院基幹医療センター（仮称）（以下「基幹医療センター」という。）及び佐久総合病院地域医療センター（仮称）（以下「地域医療センター」という。）の具体的な建設計画を甲及び住民に提示説明し、甲は住民の理解を得るために協力するものとする。

2 甲は、住民の理解が得られると判断した時には、速やかに乙が取得した用地の用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）を病院建設ができる用途地域に変更する手続きを進めるとともに地区計画（都市計画法第12条の5に規定する地区計画をいう。）の制定等の必要な手続きに入るものとする。

（まちづくり）

第3条 甲は、佐久総合病院の再構築に伴う中込地区等の既存工場及び周辺住民の環境変化に対処するため、乙と協議の上、基幹医療センター周辺道路の整備を行うものとする。この場合において、乙は道路の整備に伴い必要となる乙所有の用地を甲に寄附するものとする。

2 甲は、佐久総合病院の再構築に伴う臼田地区の新たなまちづくりに資するため、乙及び地域住民等と臼田まちづくり協議会（仮称）を設立し、まちづくりを進めるものとする。

（法令遵守等）

第4条 乙は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等の開発に関する規制法令等を遵守し、早期に甲及び関係機関と協議するものとする。

（医療連携）

第5条 乙は、佐久総合病院の再構築にあたっては、平成21年7月に臼田地区住民説明会において提示説明した「長野県厚生連佐久総合病院再構築計画（案）」を基本とし、長野県及び甲と協力して、社団法人佐久医師会及び佐久市立国保浅間総合病院等との医療連携を図るものとする。

（開設時期等）

第6条 佐久総合病院の再構築は、基幹医療センター及び地域医療センターがそれぞれ建設され、開設されることにより完成するものとする。

2 乙は、基幹医療センターにあつては平成25年度内を、地域医療センターにあつては平成28年度内を目標にそれぞれ開設するものとする。

（信義則）

第7条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの覚書を履行しなければならない。

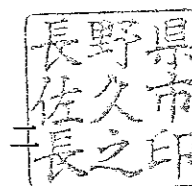
（その他）

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に定めた事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決めるものとする。

以上、合意したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年9月15日

甲 長野県佐久市中込3056
佐久市
佐久市長 柳田 清



乙 長野県長野市南長野北石堂町1177
長野県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 盛岡 正博

